別紙1（第2条関係）

1　児童障害者指定居宅支援等に要する費用の額

1　指定居宅支援に要する費用の額は、別表第1指定居宅支援費単価表により算定した額に、別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。

2　前号の規定により指定居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3　児童福祉法第21条の12に規定する特例居宅生活支援費については、前2号の規定に基づいて算定するものとする。

別表第1

指定居宅支援費単価表

①　児童居宅介護支援費

イ　身体介護が中心である場合

⑴　30分未満　　　　　　　　　　　　　　2,310円

⑵　30分以上1時間未満　　　　　　　　　4,020円

⑶　1時間以上1時間30分未満　　　　　　5,840円

⑷　1時間30分以上2時間未満　　　　　　7,660円

⑸　2時間以上（30分増すごとに）　　　　1,820円

ロ　家事援助が中心である場合

⑴　30分未満　　　　　　　　　　　　　　　800円

⑵　30分以上1時間未満　　　　　　　　　1,530円

⑶　1時間以上1時間30分未満　　　　　　2,220円

⑷　1時間30分以上2時間未満　　　　　　3,050円

⑸　2時間以上（30分増すごとに）　　　　　830円

ハ　移動介護が中心である場合

(ｲ)　身体介護を伴わない場合

⑴　30分未満　　　　　　　　　　　　　　　800円

⑵　30分以上1時間未満　　　　　　　　　1,530円

⑶　1時間以上1時間30分未満　　　　　　2,220円

⑷　1時間30分以上2時間未満　　　　　　3,050円

⑸　2時間以上（30分増すごとに）　　　　　830円

(ﾛ)　身体介護を伴う場合

⑴　30分未満　　　　　　　　　　　　　　2,310円

⑵　30分以上1時間未満　　　　　　　　　4,020円

⑶　1時間以上1時間30分未満　　　　　　5,840円

⑷　1時間30分以上2時間未満　　　　　　7,660円

⑸　2時間以上（30分増すごとに）　　　　1,820円

ニ　日常生活支援が中心である場合

⑴　1時間以上1時間30分未満　　　　　　2,410円

⑵　1時間30分以上2時間未満　　　　　　3,310円

⑶　2時間以上（30分を増すごとに）　　　　900円

注

1　障害児に対して、指定居宅介護事業所（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、整備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第5条第1項の規定による指定居宅介護事業所をいう。）の従業者又は基準該当介護事業所（指定居宅介護支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者が、指定居宅介護（指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。）を行った場合に、現に要した時間でなく、居宅介護計画に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

2　イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。

3　ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算出する。

4　ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、脳性まひ等全身性障害児及び知的障害児に対して、移動介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の

範囲内で用務を終えるものに限る。）をするときにおける移動の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算出する。

5　障害児の身体的理由により1人の従業者による介護が囲築と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護につき所定額を算定する。

6　夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）は、1回につき100分の25を、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）は、1回につき100分の50を所定額に加算する。

7　障害児が児童デイサービス、児童短期入所及び児童福祉施設に通所している間は、児童居宅介護支援費は、算定しない。

②　児童デイサービス支援費

イ　児童デイサービス支援費

(一)　小規模（平均実利用人員が10人以下の場合）　　　　　　5,320円

(二)　中規模（平均実利用人員が11人以上20人以下の場合）　 3,670円

(三)　小規模（平均実利用人員が21人以上の場合）　　　　　　2,810円

注

1　指定デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。）又は基準該当デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。）において指定デイサービスを行った場合に、それぞれ所定額を算定する。

2　障害児に対して、その居宅と指定デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき550円を所定額に加算する。

3　障害児が児童短期入所を受けている間及び児童福祉施設（保育所を除く。）に通所することとなっている時間は、児童デイサービス支援費は、算定しない。

③　児童短期入所支援費（1日につき）

(一)　区分1　　　7,960円

(ニ)　区分2　　　7,220円

(三)　区分3　　　4,550円

(四)　遷延性意識障害児が医療機関を利用した場合　　14,360円

(五)　重症心身障害児が医療機関を利用した場合　　　20,310円

注

1　指定短期入所事業所（指定居宅支援等基準第66条に規定する指定短期入所事業所をいう。）において指定短期入所（指定居宅支援等基準第64条に規定する指定短期入所をいう。）を行った場合に、障害児の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。

2　(四)について、医師により別に定める遷延性意識障害の症状を呈すると認められた者について所定額を算定する。

※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

⑴　自力移動の不能なもの

⑵　意味のある発語を欠くもの

⑶　意思疎通を欠くもの

⑷　視覚による認識を欠くもの

⑸　原始的な咀しゃく、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの

⑹　排せつ失禁状態のもの

3　(五)について、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童について、所定額を算定する。

4　宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は所定額にかかわらず、現に要した時間でなく、指定短期入所に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて、次に掲げる時間区分による率を注1、2及び3により算定した額に乗じて算定する。

⑴　1日の利用時間が4時間未満の場合　　　　　　　100分の25

⑵　1日の利用時間が4時間以上8時間未満の場合　　100分の50

⑶　1日の利用時間が8時間以上の場合　　　　　　　100分の75

5　障害児の心身の状況、保護者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。

ただし、宿泊を伴わない短期入所を行った場合は、算定しない。

6　障害児が児童福祉施設に通所している間は、児童短期入所支援費は、算定しない。

別表第2

特別区

児童居宅介護支援

児童デイサービス支援　　　1000分の1072

児童短期入所支援

特甲地

児童居宅介護支援

児童デイサービス支援　　　1000分の1060

児童短期入所支援

甲地

児童居宅介護支援

児童デイサービス支援　　　1000分の1036

児童短期入所支援

乙地

児童居宅介護支援

児童デイサービス支援　　　1000分の1018

児童短期入所支援

丙地

児童居宅介護支援

児童デイサービス支援　　　1000分の1000

児童短期入所支援

(注)　級地区分は、次によること。

1　特別区は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9―49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。

2　特甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び人事院規則9―49―16（人事院規則9―49（調整手当）等の一部を改正する人事院規則）附則別表（以下「附則別表」という。）の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9―49―16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。

3　甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地（1及び2の地域を除く。）に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。

4　乙地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。

5　丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。